

★ケアマネージャー、施工業者向け★

介護保険

住宅改修の手引き



令和8年3月

富士河口湖町健康増進課介護保険係

## 目次

- 1 介護保険における住宅改修の概要……………P1
- 2 対象となる住宅改修の種類……………P6
- 3 申請から工事、給付費支給までの流れ……………P8
- 4 住宅改修Q&A……………P10
- 5 申請書類について……………P17

## 1. 介護保険住宅改修の概要

介護保険における住宅改修は、要介護認定を受けている方が、自宅で自立した生活を継続するために、手すりの取り付け等、必要な改修に係る費用の一部を支給するものです。資産形成につながらない、比較的小規模なものが対象です。住宅改修費の支給を受けるには、工事着工前と工事完了後に、町役場で申請手続きをする必要があります。

関係法令:介護保険法第45条、第57条

### 【対象者】

介護保険の要支援者・要介護者で、在宅で生活している方。(原則、介護保険被保険者証に記載された住所)

※介護保険施設や医療機関入院中の方などは対象外となります。

### 【支給限度基準額】・・・20万円

住宅改修に要した費用につき、20万円を支給限度基準額とし、住宅改修費の支給申請をすることができます。

#### ★例①:7万円の住宅改修を行った場合(負担割合1割の方)

利用者(被保険者)は、7,000円を自己負担し、9割の63,000円が町の介護保険から給付されます(いったんは全額の7万円を工事施工業者に支払い、後日償還払い。※償還払いの説明は、P9をご参照ください。)

なお、支給限度基準額は20万円のため、20万円から今回改修費7万円を差し引いた残りの13万円までは、他に必要な改修が出た場合、改めて利用することができます。

#### ★例②:25万円の住宅改修を行った場合(負担割合が1割の方の場合)



## 【要介護状態区分と支給限度基準額】

要介護状態区分にかかわらず、支給限度基準額は 20 万円と一律ですが、介護状態が著しく高くなった場合や、転居した場合等、例外があります。

### ～例外1 要介護状態が著しく上がった場合～

過去において最初に住宅改修費の支給を受けた改修の着工日時点と比較して、介護の必要の程度が著しく高くなった場合は、それ以前に支給された住宅改修費の額にかかわらず、改めて支給限度基準額(20 万円)までの住宅改修費の支給を受けることが可能となります。ただし、この取り扱いは 1 回に限られます。下表において「介護の必要の程度」が 3 段階以上上がった場合となります。また、具体的な例については、下記例1～5でご確認いただくとともに、該当となるか介護保険係まで照会してください。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護 5
第五段階	要介護 4
第四段階	要介護 3
第三段階	要介護 2
第二段階	要支援2または要介護 1
第一段階	要支援 1

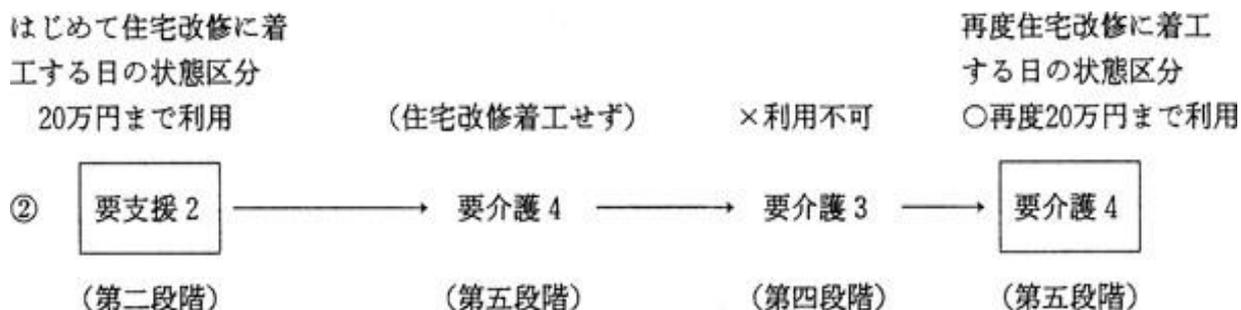
### 《例 ①》

初めて認定された要介護等状態区分が、要支援1と認定されたものの、その時点では住宅改修を行わず、要介護1となってから初めて住宅改修を行った場合は、要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に再度 20 万円まで支給が可能となります。



《例 ②》

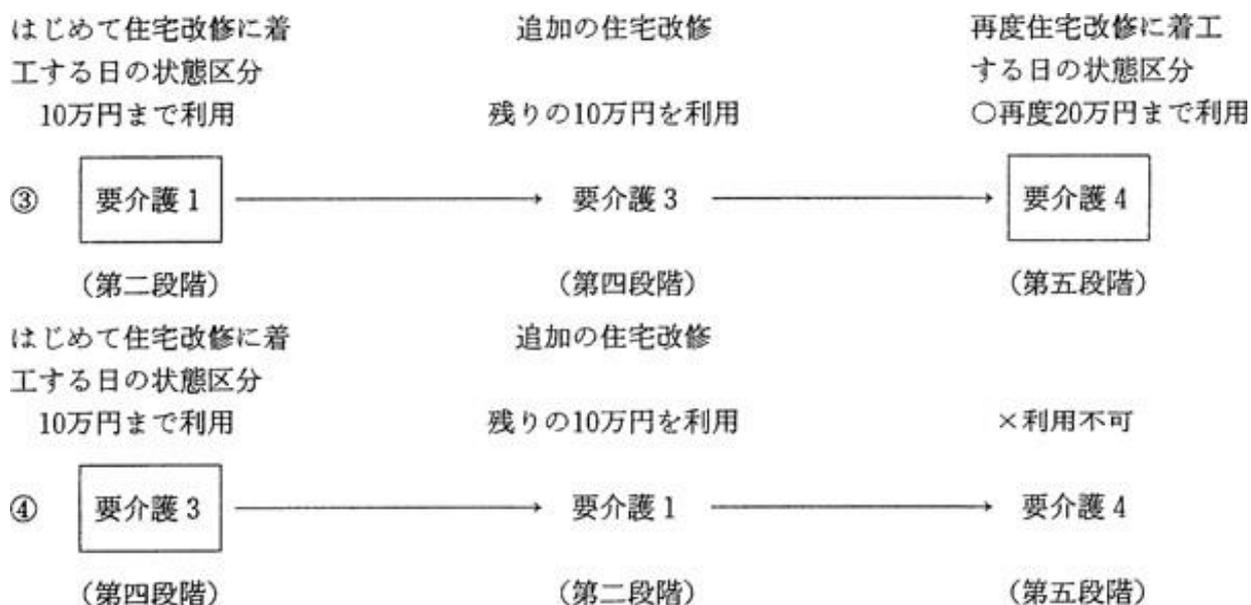
要支援2のときに初めて住宅改修に着手し、その後要介護4の認定を受けたもののこの時点では再度の住宅改修を行わず、後に要介護3と変更された場合には、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上という要件を満たしていないため3段階リセットの例外は適用されません。この場合、再び要介護4又は要介護5の認定がなされれば、再度 20 万円まで支給が可能となります。



《例 ③》

要介護1の時に初めて住宅改修に着手し 10 万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護3の時点でも 10 万円の住宅改修費の支給を受けた場合であっても、要介護4となった場合、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階上がっているため、再度 20 万円までの支給が可能となりますが、

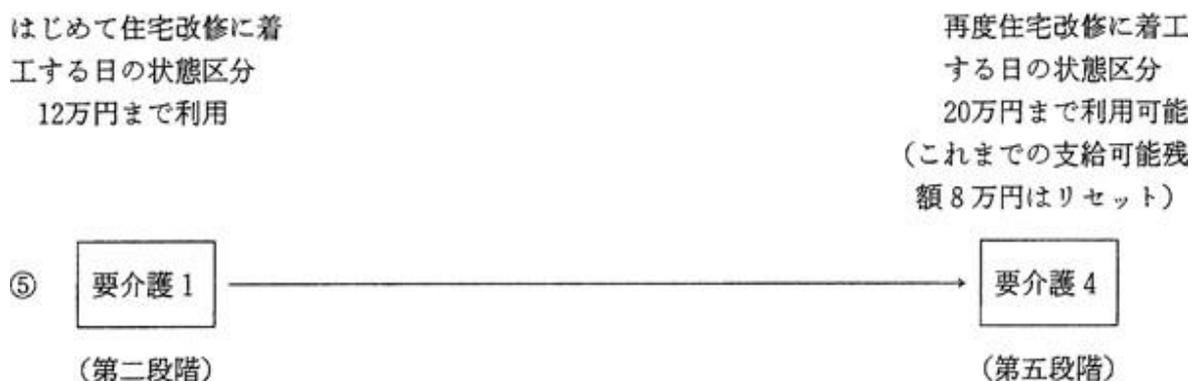
逆に《例④》要介護3の時に初めて住宅改修に着手し 10 万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護1の時点で 10 万円の住宅改修費の支給を受けた場合は、初めて住宅改修を行った要介護3が基準となるので、要介護4となった場合でも再度の住宅改修費の支給はできないこととなります。



また、以前の住宅改修で 20 万円まで支給を受けておらず支給可能残額があっても、支給可能残額はリセットされ、再度の住宅改修の支給限度額は 20 万円となります。

《例 ⑤》

要介護1の時に 12 万円の支給を受け、その後要介護4で住宅改修を行った場合は、支給可能残額の8万円はリセットされることとなり、20 万円が支給限度額となります。



～例外2 転居した場合～

支給限度基準額の管理は現に居住している住宅について行われるため、転居した場合には転居後の住宅について 20 万円を利用することができます。なお、転居前の住宅について支給限度基準額の残額があっても持ち越されず、20 万円となります。また、3段階リセットの例外も転居後の住居について初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分を基準とします。

※詳しくは、厚生労働省通知(老企第 42 号)をご確認ください。

## 【住宅改修の適正な利用のために配慮すべきポイント】

### ① 工事の必要性

介護保険制度の適正な利用のため、ケアマネージャー、施工業者がそれぞれ専門的な視点から優先順位等を勘案し、内容の確認を行ってください。

### ② 適正な価格

できる限り複数業者から見積もりを取得し、適正な価格となるよう努めてください。また、住宅改修の保険給付対象は共通して需要が多くかつ比較的小規模なものが対象です。

### ③ 工事内訳書の内容について

工事内訳書は可能な限り詳細に記載してください。「●●工事一式」等は認められません。

また、支給対象となる住宅改修と併せて支給対象外の工事も行われる場合には、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、対象となる使用部材や工事費用が算出できるように内訳書に明記してください。介護保険住宅改修の支給対象部分とそうでない部分が区別できない場合は、保険給付することができないことがありますので注意してください。

### ④ 申請・工事時期

医療機関入院中や、介護認定新規申請中、区分変更申請中の場合は、支給対象となるか、また、どの介護度が適用されるかなどについては、申請日や工事着工日が影響します。適切な時期に、適切な介護度で申請してください。介護度が不明な場合や、状態が大きく変化しやすいタイミングでの申請は、工事内容が変更になる場合や、支給対象外となってしまう場合もありますので十分注意してください。

## 2. 対象となる住宅改修の種類

### ① 手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。なお、福祉用具貸与に掲げる「手すり」に該当するものは除きます。

### ② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。ただし、福祉用具貸与に掲げる「スロープ」または福祉用具購入に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除きます。また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は除きます。

### ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい塗装材への変更が想定されます。

### ④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。

### ⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的です。ただし福祉用具購入に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。また、和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、保険給付の対象外となります。

⑥ ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他、①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ次のような場合です。

●手すりの取り付け

手すり取り付けのための壁の下地補強

●段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

●床又は通路面の材料変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

●扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

●便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更

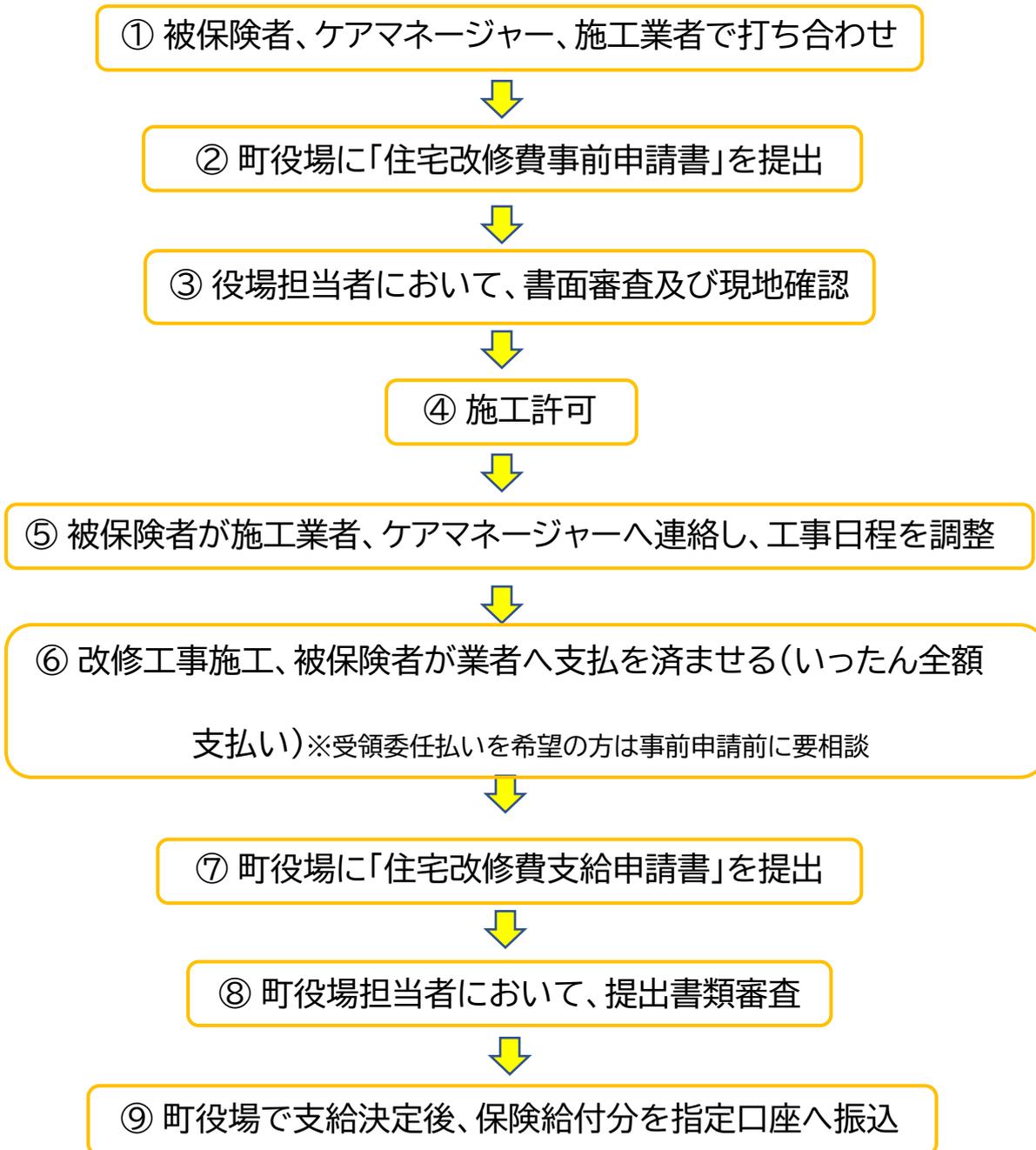
**※ユニットバスの設置について※**

ユニットバスの設置工事そのものは、介護保険の住宅改修として認められていません。しかし、介護保険給付対象工事が適切に按分されていれば給付の対象とすることができます。そのため、被保険者に必要な住宅改修の項目ごとに工事費が按分できる場合のみ、介護保険の住宅改修の支給対象とします。この場合、介護保険給付の対象となる部分と、それ以外の部分の金額の確認のため、ユニットバス全体の価格と、給付対象工事の価格がわかる内訳書を作成してください。按分については、メーカー等にご確認ください。メーカー等による価格の按分が困難な場合は、健康増進課介護保険係にお問合せください。

※そのほか、よくあるご質問を P10以降に「Q&A」として掲載していますのでご参照ください。

### 3. 申請から工事、給付費支給までの流れ

★ 事前申請から支給までの流れ



※②、⑦で必要な書類は P17ページをご確認ください。

※要介護認定申請前や、上記④以前に着工した場合、支給対象となりませんのでご注意ください。

※町職員による現地確認の際は、被保険者本人またはご家族の立ち会いをお願いします。

※毎月 15 日頃までに⑧まで完了している場合、当月末の支給となります。

## 【「償還払い」と「受領委任払い」について】

### ① 償還払い

被保険者が施工業者に支給対象となる工事費用全額を支払ったのち、被保険者が町へ支給申請書を提出することにより、自己負担額を除いた保険給付分を給付する仕組みです。**基本的にはこの「償還払い」の方法となります。**

### ② 受領委任払い

被保険者が施工業者へ支給対象となる工事費用の自己負担分のみを支払ったのち、自己負担額を除いた工事費用を、町から施工業者へ支払う仕組みです。この仕組みは、利用できる対象者が限られます。また、施工業者は事前に町役場へ届出が必要となります。事前申請前に健康増進課介護保険係までお問い合わせください。

## 【支給申請書の提出期限について】

申請期間は、領収書の領収日から2年間です。これを過ぎると時効となり支給を受けられなくなりますのでご注意ください。

## 【入院中、入所中の申請について】

入院、入所中で、退院、退所の見込みがある場合は退院、退所後の在宅生活に向けてあらかじめ前ページの⑥までは、実施可能です。その場合、退院、退所後に⑦以降の手続きを行ってください。（退院日、退所日を確認させていただきます。）

なお、あらかじめ工事を行ったものの、万が一退院、退所が出来なかった場合（入院中の死亡も含む）は、保険給付対象外となってしまいますので、その点を十分ご理解いただき、ご申請をお願いします。また、被保険者、ご家族にも説明を行い、ご理解をいただいたうえでご申請をお願いします。

～以下の場合には介護保険給付対象となりません！注意してください！！

- 例1 入院中だが、退院日が決定し、退院に向けて自宅の環境を整えるため、退院前に住宅改修の事前申請と工事を行ったが、入院中に急逝してしまった。
- 例2 事前申請や町役場確認より前に着工してしまった。
- 例3 介護認定申請前に着工してしまった。
- 例4 介護認定申請をして認定結果が出る前に事前申請や役場確認の段取りを踏まえて工事を行ったが、認定決定において「非該当」となった場合。

## 住宅改修Q&A

よくあるご質問をまとめましたので参考としてください。

### 手すりの取り付け

No.	Q	A
1	以前に設置した手すりが老朽化したことから、それに代わる新たな手すりを設置する場合は給付対象となるか。	単に老朽化したとの理由であれば給付の対象となります。
2	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となるか。	対象となります。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。
3	玄関にある下駄箱に手すりを設置したいが、給付の対象となるか。	対象となるのは、家屋に設置する手すりのため下駄箱や家具に設置する場合は対象外です。ただし、造り付けの下駄箱のように構造状、住宅と一体的に取り付けられた下駄箱に取り付ける場合には支給対象となります。

### 段差の解消

No.	Q	A
1	上がり框の段差解消のための踏み台設置は、対象となるか。	踏み台を固定すれば対象となります。
2	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。
3	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外です。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。
4	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となるか。	対象となります。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。

滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

No.	Q	A
1	<p>畳敷から畳敷(転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。)への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。</p>	<p>被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更(改修)についても認められます。「転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したもの」については、日本産業規格(JIS)A5917 衝撃緩和型畳(床)に該当するものが考えられます。なお、当該 JIS に該当しない場合、改修される畳敷きの性能等を施工業者等から聴取したうえで、被保険者の心身の状況を考慮したものであるかを確認し、個別の判断とさせていただきます。</p>
2	<p>住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、転倒時の衝撃を緩和する材料に変更することにより、移動の円滑化が期待される場合、このような改修は対象となるか。</p>	<p>対象となります。</p>
3	<p>滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。</p>	<p>いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要です。</p>

## 引き戸等への扉の取替え

No.	Q	A
1	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となります。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。
2	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。

## 洋式便器等への便器の取替え

No.	Q	A
1	<p>リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。</p> <p>①洋式便器をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合</p>	<p>① は支給対象となります。</p> <p>② については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象となります。</p> <p>③ については、住宅改修ではなく、腰掛け便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として<u>特定福祉用具購入</u>の支給対象となります。</p>
2	<p>和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めます。</p>
3	<p>既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。</p>	<p>介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外です。</p>
4	<p>和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。</p>	<p>腰掛け便座として<u>特定福祉用具購入</u>の支給対象です。</p>

住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

No.	Q	A
1	<p>脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げを行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。</p> <p>①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。</p> <p>②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事</p> <p>③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事</p>	<p>① から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象となります。</p>

それぞれの住宅改修で共通するものについて

No.	Q	A
1	要介護認定申請前に着工した住宅改修は対象となるか。	対象になりません。
2	要介護認定申請中に、住宅改修の事前申請を行うことは可能か。	事前申請は行うことができます。 ただし、認定結果が「非該当」となった場合は介護保険の対象となりませんので、改修費用は全額自己負担となります。
3	入院、入所中の住宅改修は可能か。	入院、入所中の場合は居宅において介護を受けるものではないため居宅サービスである住宅改修は認められないのが原則です。 しかし、退院後の住宅についてあらかじめ改修しておくため、入院中に事前申請と着工を行い、退院後に支給申請を行うことは可能です。入所している施設等を退去する場合も同様です。ただし、どちらも退院、退所前に死亡した場合は支給対象外となります。
4	被保険者の家族等が自分で材料を購入し、家族等が住宅改修を行った場合、工事費用も対象となるか。 また、家族が大工を個人事業主として営んでいる場合は、工事費等は対象となるか。	家族等が改修を行った場合は、材料費のみが支給対象となり、工事費用は支給対象となりません。
5	一つの住宅に複数の被保険者がいる場合、それぞれの支給基準額の合計の40万円を上限として住宅改修を行うことができるか。	家全体の住宅改修費用を2人で按分して申請することはできません。 ただし、それぞれの被保険者で対象となる工事を設定し、それが重複しないように分けて申請することができます。 例えば、「和式トイレから洋式トイレに変更」する分と、「手すりの取り付け」で分けて申請する等の方法があります。
6	新築の住宅の場合、介護保険の住宅改修の支給対象となるか。	新築住宅は介護保険の住宅改修の支給対象となりません。 ただし、住宅の新築の竣工日以降に改修するものについては対象と認められます。

No.	Q	A
7	要介護者が子の住宅等に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことはできるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となるため、対象外です。
8	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものとするが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断してください。
9	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をしてください。
10	領収証は写しでもよいか。	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えありません。

## 4. 申請書類について

### (1) 事前申請に必要な書類

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前申請書
- ② 承諾書(住宅改修したい被保険者と、住宅所有者が別の場合必要。※複数人で共有の場合は、被保険者本人以外の全員分が必要。)
- ③ 住宅改修が必要な理由書(ケアマネージャーまたは住環境福祉コーディネータ等が作成したもの)
- ④ 見積書、工事内訳書(工事内容の詳細とそれぞれの金額がわかるもので施工業者の押印があるもの。また、宛名は被保険者本人。)
- ⑤ 改修箇所平面図(複数箇所や階段を改修する場合などは、生活動線がわかるように作成。)
- ⑥ 改修前(現状)が確認できる写真(撮影日が記録されていて、改修予定の内容が分かるもの)
- ⑦ 使用部材等の価格が掲載されたカタログ等の写し(使用する部材に蛍光マーカー等でしるしをしてください。)  
※カタログ等に記載がない部材を利用する場合は、個別にお問合せください。

### (2) 支給申請に必要な書類

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- ② 領収書(原則原本) ※宛名は被保険者本人
- ③ 工事内訳書(施工業者の押印があるもの)
- ④ 改修前後の状態を確認できる写真(撮影日が記録されており、改修箇所全体が確認できるもの)
- ⑤ 委任状(振込先が本人口座以外の場合)

※様式は、町ホームページに掲載していますのでダウンロードしてご利用ください。

#### ※記載漏れや間違いが多い例※

- 被保険者番号  
→未記入の場合があります。個人を特定するために、必ずご記入をお願いします。
- 電話番号  
→記入間違いが多く見られます。間違いのないよう記入をお願いします。また、電話番号がどなたの連絡先なのかも、ご記入をお願いします。
- 着工日  
→支給審査の上で、必要になります。必ずご記入をお願いします。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前申請書

フリガナ 被保険者氏名		保険者番号		1	9	4	3	0	8
生年月日	大:昭 年 月 日	介護度	要介護 要支援	負担割合			割		
住所	〒 富士河口湖町 電話番号: (本人との関係: )								
住宅の所有者	本人との関係 ( )								
改修の内容 箇所及び規模	業者名								
	着工予定日		年 月 日						
	完成予定日		年 月 日						
改修費用 (見込)									円
(宛先)富士河口湖町長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の事前申請をします。 年 月 日 申請者 住所 氏名 電話番号									

- 添付書類
- 住宅改修が必要な理由書(介護支援専門員等が作成したもの)
  - 所有者の承諾書(※住宅改修したい被保険者と、住宅所有者が別の場合必要)
  - 見積書、工事内訳書
  - 改修箇所平面図(複数箇所や階段を改修する場合などは、生活動線がわかるように作成)
  - 改修前(現状)が確認できる写真(撮影日が記録されており、改修予定の内容が分かるもの)
  - 使用部材等の価格が掲載されたカタログ等の写し(使用する部材に蛍光マーカー等でしるしをしたもの。)
- ※事前申請書提出時点では、支給決定されるものではありません。

※保険者確認欄

受付	内容 審査	在宅 確認	介護度	改修金額	円	電算 入力
	現地 確認日		負担割合	割	審査基準額	円
	住宅改修 支給履歴	有 無	過去改修金額	円	前回改修 支給申請日	サービス 提供年月
	備考					

上記申請について保険給付として適当な改修と認めてよろしいか

決裁	課長	課長補佐	係長	担当	工事決定連絡	対応者

# 申請書類見本

## 《住宅改修が必要な理由書》

**住宅改修が必要な理由書 1ページ**

＜基本情報＞

利用者	被保険者番号	年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	被保険者氏名	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護				
	住所	1・2	経過的 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5					

作成者	現地確認日	年 月 日	作成日	年 月 日
	所属事業所			
	資格 <small>(作成者が介護支援専門員でないと)</small>			
	氏名			
	連絡先			

保険者	確認日	年 月 日	評価	
	氏名			

＜総合的状況＞

利用者の身体状況	福祉用具の利用状況と		
	住宅改修後の想定	改修前	改修後
	●車いす	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●特殊寝台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●床ずれ防止用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●体位変換器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●手すり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●スロープ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●歩行器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●歩行補助つえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●認知症老人徘徊感知機器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	●移動用リフト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
●塵掛便座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
●特殊尿器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
●入浴補助用具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
●簡易浴槽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
●その他			
・	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか

**住宅改修が必要な理由書 2ページ**

＜1ページの「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。＞

活動	①改善をしようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(…なので困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することによって改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排 泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排便時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け ( ) <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( )
	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入(扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持(先体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 段差の解消 ( ) <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( )
外 出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の脱着 <input type="checkbox"/> 履物の脱着 <input type="checkbox"/> 出入口の出入(扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え ( ) <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> 便器の取替え ( ) <input type="checkbox"/> ( )
	<input type="checkbox"/> 2階への階段の昇降 <input type="checkbox"/> 居室と土間の昇降		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 ( ) <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> ( )
その 他 の 活 動			<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( )

写真貼付用紙		番号
改修箇所		対象工事種別
改修前	写真貼付	
改修後		
	写真貼付	

※ 写真には、撮影した日付を必ず入れてください。日付機能のないカメラで撮影する場合は、黒板や紙などに日付を記入して撮影してください。

※ 同方向・同角度から撮影し、改修前と改修後の違いがはっきりと比較できるようにしてください。

※ 改修箇所全体が確認できるように撮影してください。

※必要な内容が満たされていれば、任意の様式でも構いません。





# 申請書類見本

## 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

フリガナ		保険者番号		1	9	4	3	0	8
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日	大:昭 年 月 日	介護度	要介護 要支援	負担割合		割			
住 所	〒 富士河口湖町 電話番号								
住宅の所有者	本人との関係 ( )								
改修の内容 箇所及び規模	業 者 名								
	着 工 日		年 月 日						
	完 成 日		年 月 日						
改修費用	円								
(宛先)富士河口湖町長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請をします。 年 月 日 申 請 者 住 所 富士河口湖町 氏 名 電話番号									

- 添付書類
- 領収書(原則原本。宛名は被保険者本人)
  - 工事内訳書(施工業者の押印があるもの)
  - 改修前後の状態を確認することができる写真  
(撮影日が記録されており、改修箇所が確認できるように撮影したもの)
  - 委任状(振込先が本人口座以外の場合)

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込 依頼欄	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	本 店 支 店 出張所	種 目	口 座 番 号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	
	フリガナ 口座名義人			

\*番号不一致等、預貯金通帳からの転記誤りによる振込不能事例が多発しております、正確な転記をお願いします。

### ※保険者確認欄

受付	内容 審査	在宅 確認	介護度	改修金額	円	電算 入力	
	現地 確認日		負担割合	割	審査基準額		円
	住宅改修支 給履歴	有 無	過去改修金額	円	保険給付額		円
	申請年月日		サービス 提供年月	年 月	備考		

上記申請について保険給付として適当な改修と認めてよろしいか

決裁	課長	課長補佐	係長	担当	支給決定日	支給日

委 任 状

私は、代理人を [住所]

[氏名]

と定め、介護保険居宅介護（予防）住宅改修費の受領について委任します。

※本人以外の口座を指定する場合は委任が必要です

年 月 日

委任者

住所

氏名

印



※この手引きに記載のない例やご不明な点は、下記までお問い合わせください。

富士河口湖町健康増進課介護保険係

TEL 0555-72-6037